

## 防犯カメラ運用委託仕様書

### 1. 事業名：防犯カメラ運用委託

### 2. 目的

市内の道路上の電柱（中電柱、NTT柱等）や道路照明灯などに防犯カメラを設置し、犯罪抑止さらには市民の体感治安や防犯意識の向上を目指す。また、防犯カメラのデータは、主に警察が犯罪者の追跡等のために使用し、早期検挙につなげることから犯罪抑止を図る。

### 3. 実施場所：半田市内各所（本市の指定する場所）

### 4. 契約期間等

契約期間：令和6年6月1日～令和11年11月30日

準備期間：令和6年6月1日～令和6年11月30日

リース期間：令和6年12月1日～令和11年11月30日

### 5. 事業の内容

次の事項を踏まえて、防犯カメラの設置から維持管理まで業務を行うこと。

#### (1) 防犯カメラの台数および機能

ア 防犯カメラの設置台数は、1か所1台以上で130か所（台）以上とする。設置場所については、市が指定するか所とする。

イ 2週間以上の録画データ（200万画素程度）が保存できること。

ウ 録画データは、現地にてWi-Fi等により、パソコン、タブレット、スマホのいずれかで取得できること。

エ 各防犯カメラが個々のパスワードを持つこと。

オ 防犯カメラを設置した電柱等には、「防犯カメラ作動中」の看板を設置すること。

#### (2) 維持管理

ア 年1回以上の保守点検を行うこと。（通電、カメラ、画角の修正、SIM、Wi-Fi、画像確認HPもしくはアプリ、看板）

イ SDカードは、3年に1回交換すること。

ウ 通年修理（上記点検内容に異常が発生した場合の修理もしくはカメラ等の部品及び関連付属物の交換等）

#### (3) その他

ア 防犯カメラを設置する電柱等管理者への共架・占用申請等の手続きが必要な場合は、受託者が行うこと。また、使用料等が必要な場合は受託者が負担すること。

イ 電気料金については、受託者が負担すること。また、電気小売事業者への申請手続き等についても行うこと。

ウ 台帳作成（カメラ番号、経度緯度、所在地、設置日、カメラ名、ID、パスワード、当初画角など）

エ 電柱移設に伴う防犯カメラ移設費用負担

## 6. 特記事項

### (1) 業務の再委託

- ア 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託してはならない。
- イ 業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に市に対して、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し、その承認を得なければならない。
- ウ 業務の一部を第三者に再委託した場合、当該再委託先に対し、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、市に対して、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

### (2) 機密情報の取扱い

業務にかかる機密情報の取扱いには、充分配慮すること。

### (3) 事業計画書の作成・提出

受託者は契約締結後、速やかに事業実施スケジュール表及び事業計画書を提出し、市の承認を受けること。また、業務の実施にあたっては、必ず市と協議の上で行うこと。

### (4) 実績報告書の提出

受託者は業務完了後、速やかに市に実績報告書を提出すること。

### (5) 業務完了報告書の提出

受託者は、実績報告書の内容について委託者による承認を受けた後、すみやかに業務完了報告書を提出すること。

### (6) 業務成果品に関する著作権等

本業務遂行により新たに生じた意匠権、著作権その他これらに類する権利等は、市に帰属する。

### (7) 支払い

委託契約金の支払いは、履行期間終了後「業務完了報告書」の提出及び完了検査終了後とする。

## 7. その他

- (1) 本仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 本業務の実施に要する一切の費用は、委託料に含むものとする。
- (3) 本業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに市へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに市に報告すること。